

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施（7件）	（統計分析課） 1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（15件）	（治山林道課） 3
○国土調査の成果の認証	（用地対策課） 12
○道路の供用開始（2件）	（道 路 課） 12
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正	（港湾・海岸課） 12
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課） 13
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	13
入札公告	
○一般競争入札（マイクロソフトEESライセンスの借入れ）の公告	（教育委員会事務局教育政策課） 15
落札公告	
○落札者等の公告	（管 財 課） 16

告 示

高知県告示第919号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成30年12月7日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
平成31年家畜頭羽数調査（乳用牛調査）

2 調査の目的
本県における家畜（乳用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性
乳用牛飼養農家

4 報告をを求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告をを求める事項

ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）

イ 畜舎の構造、棟数及び面積

ウ 糞尿処理設備及び機械装置

エ 堆肥の生産量及び利用方法

オ 飼養管理方式

カ 搾乳方式

キ 県外からの導入状況

ク 頭数内訳

ケ 自給飼料関係

(2) その基準となる期日
平成31年2月1日

5 報告をを求める者

(1) 数
63戸

(2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
職員調査

7 報告を求める期間
平成31年1月上旬から同年2月22日まで

高知県告示第920号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成30年12月7日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
平成31年家畜頭羽数調査（肉用牛調査）

2 調査の目的
本県における家畜（肉用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
県内全域

(2) 単位
戸

(3) 属性
肉用牛飼養農家

4 報告をを求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告をを求める事項

ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）

イ 畜舎の構造、棟数及び面積

ウ 糞尿処理設備及び機械装置

エ 堆肥の生産量及び利用方法

オ 経営形態

カ 飼養管理方式

キ 県外からの導入状況

ク 頭数内訳

ケ 自給飼料関係

(2) その基準となる期日
平成31年2月1日

5 報告をを求める者

(1) 数
169戸

(2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
職員調査

7 報告を求める期間
平成31年1月上旬から同年2月22日まで

高知県告示第921号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成30年12月7日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
平成31年家畜頭羽数調査（豚調査）

2 調査の目的
本県における家畜（豚）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
県内全域

(2) 単位
戸

(3) 属性
豚飼養農家

4 報告をを求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告をを求める事項

ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）

<p>イ 畜舎の構造、棟数及び面積 ウ 糞尿処理設備及び機械装置 エ 堆肥の生産量及び利用方法 オ 経営形態 カ 県外からの導入状況 キ 頭数内訳 (2) その基準となる期日 平成31年2月1日</p> <p>5 報告を求めめる者 (1) 数 16戸 (2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めめるために用いる方法 (1) 調査組織 県が市町村担当者を經由して報告を求めめる。 (2) 調査方法 職員調査</p> <p>7 報告を求めめる期間 平成31年1月上旬から同年2月22日まで</p> <p>高知県告示第922号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成31年家畜頭羽数調査（鶏調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（鶏）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域 県内全域 (2) 単位 戸 (3) 属性 鶏飼養農家</p> <p>4 報告を求めめる事項及びその基準となる期日 (1) 報告を求めめる事項 ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等） イ 畜舎の構造、棟数及び面積 ウ 糞尿処理設備及び機械装置 エ 堆肥の生産量及び利用方法 オ 飼養管理方式 カ 鶏舎形態</p>	<p>キ ヒナの県外からの導入状況 ク 羽数内訳 (2) その基準となる期日 平成31年2月1日</p> <p>5 報告を求めめる者 (1) 数 130戸 (2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めめるために用いる方法 (1) 調査組織 県が市町村担当者を經由して報告を求めめる。 (2) 調査方法 職員調査</p> <p>7 報告を求めめる期間 平成31年1月上旬から同年2月22日まで</p> <p>高知県告示第923号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成31年家畜頭羽数調査（馬調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（馬）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域 県内全域 (2) 単位 戸 (3) 属性 馬飼養農家</p> <p>4 報告を求めめる事項及びその基準となる期日 (1) 報告を求めめる事項 ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等） イ 施設の構造、棟数及び面積 ウ 飼育目的 エ 頭数内訳 (2) その基準となる期日 平成31年2月1日</p> <p>5 報告を求めめる者 (1) 数 8戸 (2) 選定方法</p>	<p>全数</p> <p>6 報告を求めめるために用いる方法 (1) 調査組織 県が市町村担当者を經由して報告を求めめる。 (2) 調査方法 職員調査</p> <p>7 報告を求めめる期間 平成31年1月上旬から同年2月22日まで</p> <p>高知県告示第924号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成31年家畜頭羽数調査（めん羊・山羊調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（めん羊・山羊）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域 県内全域 (2) 単位 戸 (3) 属性 めん羊・山羊飼養農家</p> <p>4 報告を求めめる事項及びその基準となる期日 (1) 報告を求めめる事項 ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等） イ 飼育目的 ウ 品種別飼養頭数 (2) その基準となる期日 平成31年2月1日</p> <p>5 報告を求めめる者 (1) 数 11戸 (2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めめるために用いる方法 (1) 調査組織 県が市町村担当者を經由して報告を求めめる。 (2) 調査方法 職員調査</p> <p>7 報告を求めめる期間 平成31年1月上旬から同年2月22日まで</p> <p>高知県告示第925号</p>
--	--	--

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成31年家畜頭羽数調査（その他の家畜調査）
- 2 調査の目的
本県における家畜（その他の家畜）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
その他の家畜飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 種類
 - イ 戸数
 - ウ 頭羽数
 - エ 主な品種
 - (2) その基準となる期日
平成31年2月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
14戸
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が市町村担当者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
職員調査
- 7 報告を求める期間
平成31年1月上旬から同年2月22日まで

高知県告示第926号

平成29年12月農林水産省告示第1997号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲1197番地
イ 氏名
安藤 奈尾
- (2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川甲238番地
イ 氏名
安藤 勝衣
- (3)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村
イ 氏名
安藤 政勢
- (4)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川甲1519番地
イ 氏名
安藤 哲弘
- (5)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲1266番地
イ 氏名
曾我部 秋久
- (6)ア 登記簿記載の住所
吾川郡いの町枝川3043番地84
イ 氏名
久武 一也
- (7)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲238番地
イ 氏名
安藤 正規
- (8)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲1521番地
イ 氏名
安藤 近義
- (9)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲270番地
イ 氏名
坂本 時義
- (10)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲408番地
イ 氏名
筒井 直美
- (11)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲485番地
イ 氏名
曾我 栄
- (12)ア 登記簿記載の住所

- 吾川郡吾北村上八川木ノ瀬
イ 氏名
安藤 仲次
- (13)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川木ノ瀬
イ 氏名
曾我 住連松
- (14)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川木ノ瀬
イ 氏名
曾我 萬太郎
- (15)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川木ノ瀬
イ 氏名
門田 寿左
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年9月農林水産省告示第1518号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第927号**
平成29年12月農林水産省告示第1998号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成30年12月7日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村井崎347番地
イ 氏名
池田 利重
 - (2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村井崎361番地
イ 氏名
井上 ユキエ
 - (3)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村井崎429番地
イ 氏名
山本 克人
 - (4)ア 登記簿記載の住所

<p>幡多郡十和村井崎58番地11</p> <p>イ 氏名 恩地 隆雄</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎890番地 2</p> <p>イ 氏名 山中 庭雄</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村十川224番地 7</p> <p>イ 氏名 和田 裕実</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 愛媛県北宇和郡松野町目黒2842番地</p> <p>イ 氏名 高橋 幸男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1486号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第928号 平成29年12月農林水産省告示第1999号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷3442番地 1</p> <p>イ 氏名 谷中 美亀子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷3464のロ番地</p> <p>イ 氏名 吉岡 正信</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁2994番地</p> <p>イ 氏名 藤原 袈裟義</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高岡郡越知町越知丁3104番地</p> <p>イ 氏名 岡 嵩稔</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 神奈川県横浜市中区寺久保42番地</p> <p>イ 氏名 寺岡 康臣</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝775番地</p> <p>イ 氏名 中田 峰代</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝775番地</p> <p>イ 氏名 中田 清幸</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目38番地</p> <p>イ 氏名 近嵐 勝美</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川東津賀才530番地</p> <p>イ 氏名 松本 政子</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村田村18番地</p> <p>イ 氏名 林 伸次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市瓜生堂二丁目10番16号</p> <p>イ 氏名 川村 清孝</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村大平211番地</p> <p>イ 氏名 青木 国重</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1385号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第929号 平成29年12月農林水産省告示第2000号で告示した指定施業要件</p>	<p>の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町田野々348番地 6</p> <p>イ 氏名 遠山 稲美</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙3168番地37</p> <p>イ 氏名 森中 美恵子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1136番地</p> <p>イ 氏名 谷畑 米次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2525番地</p> <p>イ 氏名 山岡 千鶴</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1280番地</p> <p>イ 氏名 中屋 幸十郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地</p> <p>イ 氏名 和田 耕一</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2644番地</p> <p>イ 氏名 改田 佳雄</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1375番地</p> <p>イ 氏名 上松 義喜</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1489番地</p> <p>イ 氏名 中山 直治</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3142番地</p>
--	--	--

イ 氏名 西村 春美 (11)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1283番地	一円 積穂 (22)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津953番地ロ号	(33)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1782番地
イ 氏名 尾上 佳生 (12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3140番地6号	イ 氏名 影本 勝正 (23)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津896番地	イ 氏名 川田 一 (34)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2253番地3
イ 氏名 公文 憲夫 (13)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津972番地	イ 氏名 久保 量 (24)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1509番地	イ 氏名 中野 金夫 (35)ア 登記簿記載の住所 東京都渋谷区東三丁目8番21号
イ 氏名 田淵 儀忠 (14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1740番地4	イ 氏名 久保 重吉 (25)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1664番地	イ 氏名 松村 建夫 (36)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜78番地1
イ 氏名 山脇 増恵 (15)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津973番地	イ 氏名 山田 八五郎 (26)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津952番地3号	イ 氏名 坂本 正道 (37)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1694番地3
イ 氏名 山本 房市 (16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津469番地	イ 氏名 田村 一男 (27)ア 登記簿記載の住所 室戸市領家55番地2号	イ 氏名 前田 陽三 (38)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3242番地1
イ 氏名 谷岡 嘉子 (17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地	イ 氏名 篠原 政男 (28)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西昆陽字ヨウダ16番地2	イ 氏名 藤戸 儀美 (39)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地
イ 氏名 窪田 寛次 (18)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1446番地	イ 氏名 町田 矩一 (29)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津491番地	イ 氏名 稲垣 徳重 (40)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地
イ 氏名 中山 春光 (19)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津888番地	イ 氏名 米沢 菊衛 (30)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地	イ 氏名 岡崎 左門 (41)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津373番地
イ 氏名 久保 善吉 (20)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1675番地	イ 氏名 和田 愛次郎 (31)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山90番地1	イ 氏名 秋田 徳之助 (42)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷
イ 氏名 西村 忠三 (21)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1143番地	イ 氏名 竹村 啓介 (32)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町一丁目10番17号	イ 氏名 黒原 亀三郎 (43)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷
イ 氏名	イ 氏名 浜口 松寿	イ 氏名 黒原 亀太郎 (44)ア 登記簿記載の住所

<p>室戸市室津40番屋敷</p> <p>イ 氏名 大久保 亀次郎</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通二丁目9番11号</p> <p>イ 氏名 三谷 素子</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 埼玉県春日部市備後東六丁目13番26-105号</p> <p>イ 氏名 三谷 祐司</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区上馬町一丁目17番地</p> <p>イ 氏名 三谷 萬佐雄</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津808番地1</p> <p>イ 氏名 谷口 新耕</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区上馬町一丁目17番地</p> <p>イ 氏名 三谷 素子</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区上馬町一丁目17番地</p> <p>イ 氏名 三谷 祐司</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1520号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第930号 平成30年1月農林水産省告示第219号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>安芸市尾川甲275番地</p> <p>イ 氏名 小松 重留</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村魚梁瀬110番地</p> <p>イ 氏名 山崎 真一</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津254番地</p> <p>イ 氏名 橋本 芳松</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津268番地</p> <p>イ 氏名 吉本 重太郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番地</p> <p>イ 氏名 田川 寅次郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津251番地ハ号</p> <p>イ 氏名 井口 信次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津258番地</p> <p>イ 氏名 丸本 岩次</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津251番地1</p> <p>イ 氏名 田口 弥太郎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津247番地</p> <p>イ 氏名 田内 長太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津214番地イ</p> <p>イ 氏名 井口 兼次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津220番地</p> <p>イ 氏名 山下 久次郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津259番地</p>	<p>イ 氏名 井口 長俣</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡山奈村芳奈1508番地</p> <p>イ 氏名 沖本 喜又</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡山奈村芳奈1515番地</p> <p>イ 氏名 佐井 寅治</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡上灘村大岐1174番地</p> <p>イ 氏名 吉村 直馬</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市大岐2405番地</p> <p>イ 氏名 岡田 正行</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市足摺岬541番地4</p> <p>イ 氏名 浅利 次郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村下長谷1711番地1</p> <p>イ 氏名 土居 喜知馬</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村下長谷1333番地</p> <p>イ 氏名 西岡 空安</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 大阪市城東区諏訪三丁目13番2号</p> <p>イ 氏名 山田 健次郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村二タ又18番屋敷</p> <p>イ 氏名 松本 金太郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 神戸市長田区西代通一丁目1番5号 マルキュウビル501号</p> <p>イ 氏名 植田 義人</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林</p>
--	--	---

<p>として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成3年1月農林水産省告示第60号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第931号 平成30年1月農林水産省告示第220号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不分明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 南国市岡豊町滝本 イ 氏名 窪添 寅尾 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市中久万285番地 イ 氏名 鎌倉 喜一郎 (3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐山村弘瀬119番地 イ 氏名 山崎 保利 (4)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡常 次郎 (5)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 杉本 喜久吾 (6)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 袈裟吉 (7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 常吾</p>	<p>(8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡 又四郎 (9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中村 貞吉 (10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 坂本 岩次 (11)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 竹馬 (12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 駒次 (13)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 鹿治 (14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 高橋 寅吾 (15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 嘉平 (16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 佐右衛門 (17)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 和田 牛之助 (18)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 川村 徳治 (19)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>住所なし イ 氏名 鎌倉 元次 (20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡 源平 (21)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡崎 熊吉 (22)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡 久仁吾 (23)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村神池 イ 氏名 門明 鞆次 (24)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村神池1018番地 イ 氏名 岡村 實一 (25)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村大栃1177番地 イ 氏名 今戸 照子 (26)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々642番地 イ 氏名 藤原 金剛 (27)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々2284・2286合番地 イ 氏名 山本 國恵 (28)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々248番地 イ 氏名 西本 清茂 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年8月農林水産省告示第1167号 (2) 変更後の指定施業要件</p>
---	---	--

<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第932号</p> <p>平成30年1月農林水産省告示第221号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成30年12月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸市西浜1306番地6</p> <p>イ 氏名 北野 幸一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪市阿部野区旭町三丁目10番地</p> <p>イ 氏名 清水 裕</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲465番地</p> <p>イ 氏名 福田 学</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 大阪市福島区福島六丁目23番3号</p> <p>イ 氏名 株式会社町田工務店</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市東秦泉寺515番地119</p> <p>イ 氏名 美濃 英夫</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2126番地1</p> <p>イ 氏名 貝川 佐優美</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2323番地</p> <p>イ 氏名 黒岩 修身</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙3163番地</p> <p>イ 氏名 西尾 光</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 大阪府豊中市上野四丁目16番地</p>	<p>イ 氏名 黒岩 寅喜代</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町802番屋敷</p> <p>イ 氏名 沢野 政栄</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町802番屋敷</p> <p>イ 氏名 沢野 辰代</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙5240番地1</p> <p>イ 氏名 沢野 時栄</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部1235番地20</p> <p>イ 氏名 山田 洋右</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1363番地4</p> <p>イ 氏名 高崎 和信</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜4567番地3 電々長浜第2社宅124</p> <p>イ 氏名 吉本 慶二</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 大阪市港区八幡屋元町三丁目81番地</p> <p>イ 氏名 吉本 春雄</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙3225番地18</p> <p>イ 氏名 公文 寿賀子</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬195番屋敷</p> <p>イ 氏名 中屋 馬吾</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2392番地</p> <p>イ 氏名 柳川 元次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2834番地3</p> <p>イ 氏名</p>	<p>多田 豊</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲1643番地</p> <p>イ 氏名 藤原 信夫</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成元年3月農林水産省告示第311号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第933号</p> <p>平成30年4月農林水産省告示第933号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成30年12月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡槇山村別府246番地</p> <p>イ 氏名 宗石 太郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村仙頭187番地2</p> <p>イ 氏名 宗石 計佐義</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町366番地16</p> <p>イ 氏名 杉本 盛重</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市新屋敷二丁目6番8号</p> <p>イ 氏名 森岡 梅尾</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡槇山村別府255番地</p> <p>イ 氏名 宗石 長太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村大板2304番地</p> <p>イ 氏名</p>
---	--	---

<p>宗元 功</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和61年7月農林水産省告示第1131号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第934号 平成30年4月農林水産省告示第934号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村船戸 イ 氏名 上倉神社</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村桑ケケ市849番地 イ 氏名 岩崎 清光</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村榑原丙2116番地 イ 氏名 上川 徳助</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村四万川乙523番地 イ 氏名 西元 守夫</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町興津1467番地 イ 氏名 西野 種治郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 愛媛県東宇和郡城川町大字川津南3番耕地198番地2 イ 氏名 吉門 榮</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p>	<p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第1018号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第935号 平成30年4月農林水産省告示第935号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡599番地1 イ 氏名 大黒 友春</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1943番地 イ 氏名 中平 初男</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1923番地 イ 氏名 杉本 一男</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町495番地25 イ 氏名 小野 静子</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1398番地 イ 氏名 中添 秀雄</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1380番地 イ 氏名 小野 章</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1365号</p>	<p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第936号 平成30年5月農林水産省告示第1016号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井2326番地 イ 氏名 石川 喜男一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮1104番地1 イ 氏名 杉本 篤史</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 南国市西山584番地 イ 氏名 中西 美恵子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮1104番地1 清野マンション501号 イ 氏名 杉本 篤史</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町山田1353番地1 イ 氏名 中西 美恵子</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町立川下名252番地 イ 氏名 村上 正茂</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年7月農林水産省告示第986号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第937号</p>
--	---	--

平成30年5月農林水産省告示第1017号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 良衛
- (2)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 常義
- (3)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 福太郎
- (4)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木39番屋敷
イ 氏名
浜渦 清海
- (5)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木568番地
イ 氏名
浜渦 市正
- (6)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 安太郎
- (7)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 政次
- (8)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 孫太郎
- (9)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
樋口 佐賀次
- (10)ア 登記簿記載の住所

- 安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 万次
- (11)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 喜代松
- (12)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
東野 伝太郎
- (13)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
左京 市松
- (14)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
松本 三次
- (15)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 浅次
- (16)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
松本 丑太郎
- (17)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
川口 清男
- (18)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木5番屋敷
イ 氏名
浜渦 市正
- (19)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木408番地
イ 氏名
浜渦 重治
- (20)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木6番屋敷
イ 氏名
浜渦 良衛
- (21)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木125番地

- イ 氏名
浜渦 治之助
- (22)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木3番屋敷
イ 氏名
浜渦 佐賀
- (23)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木25番屋敷
イ 氏名
浜渦 嘉九次
- (24)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木449番地
イ 氏名
浜渦 良衛
- (25)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木255番地
イ 氏名
浜渦 幾次
- (26)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村柏木
イ 氏名
浜渦 竹次
- (27)ア 登記簿記載の住所
安芸郡東洋町野根丙1321番地
イ 氏名
桧垣 収
- (28)ア 登記簿記載の住所
安芸郡東洋町野根字中村神明谷丙3001・丙3002合番地
イ 氏名
神明宮
- (29)ア 登記簿記載の住所
室戸市羽根町乙1430番地
イ 氏名
伊藤 漁繁
- (30)ア 登記簿記載の住所
室戸市元
イ 氏名
門田 卯太郎
- (31)ア 登記簿記載の住所
室戸市元甲2159番地
イ 氏名
浜中 邦彦
- (32)ア 登記簿記載の住所
高知市八反町二丁目11番19号
イ 氏名

<p>(33)ア 登記簿記載の住所 京都府長岡京市緑が丘20番13号 イ 氏名 和田 康雄</p> <p>(34)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 清海</p> <p>(35)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 5 番屋敷 イ 氏名 浜渦 福太郎</p> <p>(36)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木 イ 氏名 浜渦 伊勢松</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木28番地口 イ 氏名 川口 駒代</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年10月農林水産省告示第1718号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第938号 平成30年5月農林水産省告示第1158号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々195番屋敷 イ 氏名 宮本 勘次 (2)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々3899番地 イ 氏名</p>	<p>東野 光男 (3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 森本 長次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々3826番地 イ 氏名 森本 清喜</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 五百蔵 鹿平</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡佐岡村佐竹350番地 イ 氏名 佐々木 六弥</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 香美郡佐岡村佐竹641番地 イ 氏名 西内 晴海</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 香美郡佐岡村佐竹 イ 氏名 西内 鶴次</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡達 次郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡興 平</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 銀作</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 鎌倉 馬次</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山本 峯次</p>	<p>(14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山本 林次</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 前田 亀弥</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 伊勢右衛門</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 喜四郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 勝秀</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大藪 升次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中野 幾次</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 和田 清吉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第965号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第939号 平成30年6月農林水産省告示第1260号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大川村役場に掲示するとともに</p>
---	--	---

に、次のとおりその要旨を告示する。
平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川26番邸

イ 氏名

近藤 初藏

(2)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川200番地

イ 氏名

近藤 正治

(3)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川149番地

イ 氏名

森 袈裟

(4)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川26番屋敷

イ 氏名

近藤 初藏

(5)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川25番屋敷

イ 氏名

近藤 孝吉

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月農林水産省告示第919号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第940号

平成30年6月農林水産省告示第1261号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

香美郡香北町猪野々3428番地

イ 氏名

猪野 泰幸

(2)ア 登記簿記載の住所

香美郡物部村山崎2435番地2

イ 氏名

山崎 元資

(3)ア 登記簿記載の住所

香美郡上生村柳瀬1708番地

イ 氏名

岡本 勝儀

(4)ア 登記簿記載の住所

香美郡物部村柳瀬1705番地

イ 氏名

岡本 命繁

(5)ア 登記簿記載の住所

香美郡物部村柳瀬106番屋敷

イ 氏名

岡本 命繁

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年10月農林水産省告示第1518号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第941号

四万十市初崎及び名鹿の各一部地区並びに安芸郡芸西村西分の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

(1) 四万十市

(2) 芸西村

2 調査を行った地域及び時期

(1) 四万十市初崎及び名鹿の各一部

平成27年度から平成29年度まで

(2) 安芸郡芸西村西分の一部

平成27年度及び平成28年度

3 成果の名称

(1) 四万十市地籍図及び地籍簿

(2) 芸西村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成30年12月7日

高知県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 宿毛津島

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町坂本字小川山468番19から 宿毛市橋上町坂本字小川山467番1まで	34	平成30年12月7日

高知県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年12月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 橋上平田

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市山奈町芳奈字孫右衛門沢2967番1から 宿毛市平田町戸内字東芳奈口1968番1まで	125	平成30年12月7日

高知県告示第944号

昭和44年3月高知県告示第112号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

2 を次のように改める。

2 羽根坂本海岸

(1) 基準点

ア 室戸市羽根町乙字浜3209番3地先の点（基準^{ひょう}）を基準点20とする。

イ 基準点20から方位角299度42分28秒43.224メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点1とする。

ウ 基準点1から方位角233度07分57秒102.044メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点2とする。

エ 基準点2から方位角284度44分42秒86.745メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点3とする。

オ 基準点3から方位角286度25分30秒125.853メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点4とする。

カ 基準点4から方位角286度26分22秒198.648メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点5とする。

キ 基準点5から方位角276度51分43秒118.585メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点6とする。

ク 基準点6から方位角269度57分41秒137.012メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点7とする。

ケ 基準点7から方位角264度59分44秒7.210メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点8とする。

(2) 補助点

ア 基準点20から基準点8までの間の海上に基20Aから基8Aまでを設定する。

イ 基準点20から基準点8までの間の陸側は、基20B-1は防波堤裏側溝の民地側を境界とし、基20B-2は防波堤裏側肩を境界とし、基1Bから基8Bまでの間は旧防波堤海側肩の位置を境界とし、基20B-1から基8Bまでを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基20A 基準点20から方位角188度52分33秒300.000メートルの点

基5A 基準点5から方位角191度35分25秒300.000メートルの点

基8A 基準点8から方位角180度32分56秒300.000メートルの点

基20B-1 基準点20から方位角346度50分41秒15.379メートルの点

基20B-2 基準点20から方位角324度49分58秒29.998メートルの点

基1B 基準点1から方位角94度46分32秒0.396メートルの点

基2B 基準点2から方位角165度21分47秒0.301メートルの点

基3B 基準点3から方位角191度05分18秒0.203メートルの点

基4B-1 基準点4から方位角196度07分47秒0.299メートルの点

基4B-2 基準点4から方位角286度16分24秒61.595メートルの点

基4B-3 基準点4から方位角286度20分19秒110.582メートルの点

基5B-1 基準点5から方位角189度49分23秒0.287メートルの点

基5B-2 基準点5から方位角276度28分52秒50.835メートルの点

基6B-1 基準点6から方位角186度06分56秒0.253メートルの点

基6B-2 基準点6から方位角269度48分59秒63.051メートルの点

基7B 基準点7から方位角185度54分22秒0.350メートルの点

基8B 基準点8から方位角177度38分39秒0.316メートルの点

3 区域

基準点20、基20Aから基8Aまで、基8Bから基20B-1まで及び基準点20の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年12月7日

		高知県知事 尾崎 正直	
役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野	833番地
〃	山本 實	〃 野市町上岡	2672番地
〃	河崎 勝實	〃 吉川町吉原	1198番地1
〃	浜口 正憲	南国市浜改田	398番地の1
〃	島内 幹夫	〃 物部	83番地
〃	下司 雅英	〃 久枝	54番地
監事	加藤 睦夫	香南市野市町東野	296番地4
〃	末政 博章	南国市田村	乙1126番地
(就任)			
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野	833番地
〃	山本 實	〃 野市町上岡	2672番地
〃	河崎 勝實	〃 吉川町吉原	1198番地1
〃	浜口 正憲	南国市浜改田	398番地の1
〃	島内 幹夫	〃 物部	83番地
〃	下司 雅英	〃 久枝	54番地

監事 山崎 憲章 香南市野市町東野 253番地
〃 濱田 暁 南国市前浜 2332番地

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第21号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成30年12月7日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 審査の種類、期日及び場所
- (1) 審査の種類
- 規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
- ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
- (2) 審査の期日
- 平成31年1月15日（火）から同月25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (3) 審査の場所
- 吾川郡いの町枝川200番地
- 高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
- その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の

資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

関する知識	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であるこ

	要な教習の技能	と。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第

<p>二種免許等21,500円) イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）</p> <p>4 その他 審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。</p> <p style="text-align: center;">----- 入 札 公 告 -----</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成30年12月7日 高知県教育長 伊藤 博明</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 マイクロソフト E E S ライセンス (M365 EDU A3 ShrdSvr ALNG SubsVL MVL PerUsr (AAA-73004)) 3,000ライセンス</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入物品の借入期間 平成31年3月1日から平成34年2月28日まで</p> <p>(4) 借入物品の納入期限 平成31年2月28日</p> <p>(5) 借入物品の納入場所 高知県丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局教育政策課</p> <p>(6) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の貸借料の月額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者</p>	<p>登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局教育政策課 電話番号088-821-4904 ファクシミリ番号088-821-4558</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成30年12月7日（金）から平成31年1月17日（木）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成30年12月7日午前9時から平成31年1月17日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局教育政策課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310101/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成31年1月29日（火）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成31年1月28日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階 北</p>	<p>会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成31年1月17日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年12月17日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p>
---	---	--

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
M365 EDU A3 ShrdSvr ALNG SubsVL MVL PerUsr (AAA-73004) 3,000 units

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 17 January 2019

(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Tuesday 29 January 2019

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 28 January 2019

(5) Contact: Educational policy Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan
Tel: 088-821-4904 Fax: 088-821-4558

(6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県庁本庁舎で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
ダイヤモンドパワー株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
- 5 落札金額
32,682,207円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成30年8月31日